

ファイル共有ソフト等を使用した著作権法違反事件の一斉集中取締りの
実施について

2月17日から19日までの3日間、ファイル共有ソフト等を使用した著作権法違反事件
について一斉集中取締りを実施しました。

- 1 実施警察
38府県警察
- 2 適用法令
著作権法（公衆送信権侵害）違反等
- 3 著作物コンテンツ
アニメ、楽曲、映画等
- 4 検挙人員及び搜索箇所
検挙人員 40人 搜索箇所 133箇所

～インターネットを利用される皆様へ～

著作権者に無断で、音楽、映画、アニメ、ゲームソフトなどの著作物を
ファイル共有ソフトの利用者が自由にダウンロードできる状態にする行為は、
著作権法違反になります。

また、有償著作物等()をダウンロードする行為も著作権法違反となります。
インターネットは、適法・適正に利用しましょう。

有償著作物等：録音され、又は録画された著作物又は実演等であって、有償で公衆
に提供され、又は提示されているもの。

【主な関係法令】

著作権法第23条第1項（公衆送信権侵害） 同法119条第1項
（10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金（併科））

著作権法第30条第1項（私的使用のための複製） 同法119条第3項
（2年以下の懲役、200万円以下の罰金（併科））